

令和5年度焼津市文化に関する全国大会出場報奨金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、市民の文化活動の振興を図るため、文化に関する全国大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内で報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

第2 交付の対象

(1) 報奨金交付の対象となる文化活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の日本古来の伝統的な芸能

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

オ 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化活動

カ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(2) 報奨金交付の対象となる大会

全国高等学校総合文化祭又は国、地方公共団体及び公共的団体が主催若しくは共催する大会のうち、県予選等を経て交付の対象者が出場する文化に関する全国大会

第3 交付の対象者

報奨金交付の対象となる大会に出場する個人又は団体のうち、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に所属する団体又は市内に活動の本拠を有する団体

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付される報奨金と交付目的を同一とする市又は他の公共団体の補助金、報奨金その他これらに類するものの交付を受け、又は受けようとする者及び大会の出場種目を生業としている者は、交付の対象者としなない。

第4 報奨金の額

次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該年度における報奨金の交付は、個人出場、団体出場を問わず、1人に対し1回限りとし、1団体に対しても1回限りとする。

対象	報奨金の額
個人	5,000円
団体	当該大会等の開催要項に基づき登録した出場者数に5,000円を乗じて得た額。ただし、30,000円を限度とする。

第5 交付申請

報奨金の交付を受けようとする者は、大会開催の前日までに、次に掲げる書類を添えて市長に交付申請をしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、大会出場後であっても申請することができる。

- (1) 文化に関する全国大会出場報奨金交付申請書（第1号様式）
- (2) 予選大会の要項及びその結果が分かる書類
- (3) 全国大会の要項及び申込書等出場することが分かる書類
- (4) 選手名簿（団体の場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第6 交付決定

市長は、報奨金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報奨金の交付を決定し、報奨金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

第7 交付の条件

第7の規定による交付決定を受けた者は、大会に出場できなくなったときは、速やかに市長に報告をし、その指示を受けなければならない。

第8 結果報告兼請求

第7の規定による交付決定を受けた申請者は、大会終了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、大会結果報告書兼請求書（第3号様式）に大会の結果を証明することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の報奨金に適用する。